2　(1)　借款は、借入人とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び使用に関する手続は、この了解の範囲内で、なかんずく付表４欄、付表５欄及び付表６欄にそれぞれ掲げる利子率、償還期間及び支出期間を含むことになる前記の借款契約によって規律される。

(2)　(1)に規定する借款契約の各々は、ＪＩＣＡが当該借款契約に係る付表１欄に掲げる事業計画の実行可能性（環境に対する配慮を含む。）を確認した後に締結される。

(3)　付表６欄に掲げるそれぞれの支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

3　借入人に供与される借款の元本の償還並びに利子及びその他いかなる課徴金の支払も、モロッコ王国政府によって保証される。

4　(1)　借款は、モロッコの実施機関が調達適格国の供給者、請負業者又はコンサルタントに対して行う支払で、付表１欄に掲げる事業計画の実施に必要な生産物又は役務の購入のために両者の間で締結されることのある契約に基づいて行われるものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、調達適格国において、それらの国で生産される生産物又はそれらの国から供給される役務について行われる。

(2)　(1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で合意される。

(3)　借款の一部は、付表１欄に掲げる事業計画の実施のための適格な現地通貨の需要に充てるために使用することができる。

5　モロッコ王国政府は、4(1)に規定する生産物又は役務がＪＩＣＡの調達のためのガイドライン（国際競争入札の手続が適用できないか又は適当でない場合を除くほか従うべき国際競争入札の手続をなかんずく定める。）に従って調達されることを確保する。

6　モロッコ王国政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。

7　4(1)に規定する生産物又は役務の供給に関連してモロッコ王国においてその役務が必要とされる日本国民は、モロッコ王国において施行されている関係法令の範囲内で、作業の遂行のためモロッコ王国への入国及び同国における滞在に必要な便宜を与えられる。

8　モロッコ王国政府は、ＪＩＣＡについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してモロッコ王国において課される全ての財政課徴金及び租税を免除する。

9　モロッコ王国政府は、次のことのために必要な措置をとる。

(1)　借款が適正にかつ専ら付表１欄に掲げる事業計画のために使用されることを確保すること。

(2)　借款に基づく施設の建設及び当該施設の使用に当たり、付表１欄に掲げる事業計画の実施に従事する者及びモロッコ王国の一般公衆の安全を確保し、及び維持すること。

(3)　借款に基づいて建設される施設がこの了解に定める目的のために適正にかつ効果的に維持され、及び使用されることを確保すること。

10　モロッコ王国政府は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対し、次のものを提供する。

(1)　付表１欄に掲げる事業計画の進捗状況についての情報及び資料

(2)　付表１欄に掲げる事業計画に関連するその他の情報

11　両政府は、この了解から又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

12　付表は、この書簡の不可分の一部を成す。

本使は、更に、この書簡及び前記の了解をモロッコ王国政府に代わって確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十一年七月二十九日にラバトで

モロッコ王国駐在
日本国特命全権大使　柳谷俊範

モロッコ王国
経済・財政省次官　ハリッド・サフィール閣下

付表

1	2	3	4	5	6
事業計画名	借入人名	供与限度額	利子率（パーセント）	償還期間	支出期間（借款契約の発効の日の後）
1　地方道路整備計画（Ⅱ）	道路金融基金	五十九億八千百万円	一・四	七年の据置期間の後十八年	五年
2　フェズ・メクネス地域上水道整備計画	国営水道公社	百七十四億四千万円	一・四	七年の据置期間の後十八年	八年
			コンサルタントに対する支払部分 ○・○一		

総　額　二百三十四億二千百万円

（モロッコ側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本官は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本官は、更に、前記の了解をモロッコ王国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十一年七月二十九日にラバトで

モロッコ王国
経済・財政省次官　ハリッド・サフィール

モロッコ王国駐在
日本国特命全権大使　柳谷俊範閣下

○厚生労働省告示第二百九十号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第三十六条第二項の規定により、同法第四条第九項に規定する登録検査機関について、平成二十三年四月一日をもってその名称及び当該登録検査機関が製品検査を行う事業所の名称を次のとおり変更する旨の届出があったので、同法第四十五条第三号の規定に基づき公示する。

平成二十三年八月十六日

厚生労働大臣　細川　律夫

1　食品衛生法第四条第九項の登録検査機関の名称の変更

変更後の登録検査機関の名称	変更前の登録検査機関の名称
財団法人化学研究評価機構	財団法人化学技術戦略推進機構